

県政調査報告書

平成 29 年 6 月 29 日

県議会議長 佐藤 光 殿

会派名 公明党神奈川県議会議員団

団長名 渡辺 ひとし

(署名又は記名押印)

県政調査を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 調査議員	(調査団長) 藤井 深介 (団 員) 赤井 かずのり 佐々木 正行
2 調査目的	① 国内有数の観光地である阿蘇市において、熊本地震が観光産業へ与えた影響とその対策について調査し意見交換することで、本県における災害対策や被災時の観光産業への影響低減策などの参考とする。 ② 現存する櫓・城門・塀13棟が国の重要文化財に指定され、城跡は「熊本城跡」として国の特別史跡に指定されている熊本城の被災状況や修復計画を調査することで、本県の文化財保護施策や災害による被災した文化財の修復対策の参考とする。 ③ 環境未来都市を掲げる北九州市の廃棄物処分場跡地に整備され、自然環境学習拠点として活用されている「響灘ビオトープ」を調査することで、本県における環境共生のまちづくりや自然環境保全施策の参考とする。 ④ 「アジアのゲートウェイ」として発展した福岡市において、アジア各国の訪日外国人観光客で賑わう訪日外国人観光客の来訪状況やインバウンド観光の地元経済への波及効果の現況を調査することで、本県の訪日外国人観光客誘致の参考とする。



3 調査期間	平成29年3月29日～平成29年3月31日
4 調査地	熊本県、福岡県
5 調査内容	(別添のとおり)

公明党神奈川県議会議員団

県政調査報告書

日程：平成 29 年 3 月 29 日(水)～ 31 日(金)

訪問先その1

視 察 先：阿蘇市役所

所 在 地：熊本県阿蘇市一の宮町宮地504-1

応 対 者：阿蘇市経済部 観光課長 秦 美保子

〃 まちづくり課 商工物産係長 鎌倉 敏一

阿蘇市議会事務局 次長 山本 繁樹

同 席 者：阿蘇市議会議員 森元 秀一

調査項目：熊本地震による阿蘇市の被災状況及び災害対応を聴取するとともに、風評被害や観光客の減少など観光産業への影響とその対策について調査・意見交換を行う。



(阿蘇市議会 議場にて撮影)

1 阿蘇市の概略

阿蘇市は、熊本県の北東部、阿蘇地域のほぼ中央に位置し、平成17年2月に旧阿蘇郡の3町村（旧一の宮町・同阿蘇町・同波野村）が合併して誕生した。

人口は約27,300人、11,400世帯の自治体であり、総面積376.25平方キロメートルのうち、原野が3割程度を占める。

財政規模については、熊本地震発生前の平成28年度当初予算額で約150億円であるが、震災関連で164億円を増額し、最終的には約315億円となっている。

産業面では、平野部においては稲作、園芸作物、山間地では高冷地野菜づくりを主とする農業が盛んである。基幹産業は世界農業遺産、世界ジオパークの

認定等「世界の阿蘇」ブランドを資源とする観光業であり、年間入込観光客数は約1,600万人となっている。



(阿蘇市役所にて説明を受ける)

2 熊本地震による阿蘇市の被災状況について

平成28年4月14日以降、断続的に地震が発生し、4月14日～18日にかけて、震度5を超える大きな地震が5回発生した。これまでに震度5以上は24回、余震は2,000回を超えている。

これらの地震による被害は、罹災証明発行件数ベースで考えた場合、人的被害は死亡者17件、負傷者104件（内訳：重傷者6件、軽症者98件）であり、避難者数は最大で約7,600名、避難所数は46箇所以上に達した。

住宅被害は全壊118件、大規模半壊90件、半壊678件、一部損壊1,416件の計2,302件であり、公共土木施設の被害としては橋梁20件（約7億円）、道路153件（約17億円）、河川44件（約6億円）の被害が生じている。

ライフラインへの被害は、電気関係で市内停電率が最大83.0%に達したが、4月20日、発電機車の到着により通電した。また、上水道本管の被災により断水が生じ、5月7日に本管の応急敷設替えにより復旧している。

水道関係の被害額は上水道3億4,620万円、簡易水道3億5,380万円の計6億円であり、下水道関係施設では3億6,103万円の被害が生じた。

被害総額は、推定で400億円程度となっている。



(倒壊した阿蘇神社楼門)

熊本地震により、阿蘇神社の倒壊をはじめとする文化財への被害のほか、兜岩展望所周辺の地割れ、阿蘇山「米塚」の亀裂など、観光資源への深刻な被害が発生した。

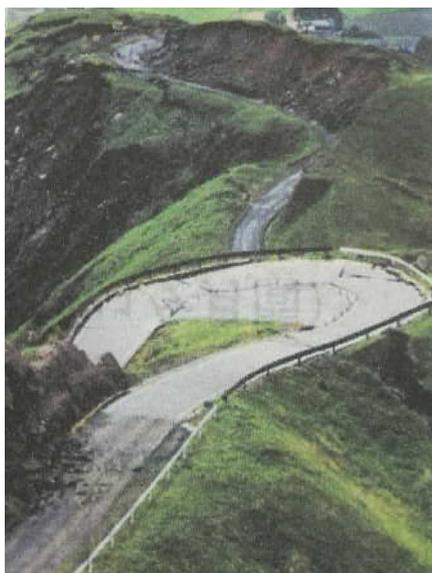
阿蘇神社については、国の重要文化財である楼門を3年かけて解体し、大型の倉庫に保管し、4年かけて組み立てる予定であるという。

熊本地震により農地に多数の地割れや段差が生じたことにより、一部の農地で作物を育てられない可能性がある等の営農への被害が生じているほか、野焼き面積の縮小による草原地の藪化が進んでいる。

また、観光地としてのアクセスが断たれたことで直売所等が機能せず、農家の売上が大幅に減少したという。



(農地に発生した地割れ)



(路面に亀裂が入った「天空の道」)

また、「天空の道」「ラピュタの道」として数年前からツーリング客等に人気を博していた「阿蘇市道狩尾幹線」については、観光客受け入れのための駐車場整備等を計画していたが、熊本地震により路面の崩壊などの大きな被害を受けた。

観光客からの復旧・再開を期待する声は強くあるものの、修復には80億円以上の費用を要するともいわれ、対応できないまま現在も通行止めとなっている。

本項の写真については、いずれも阿蘇市提供資料より抜粋した。

3 熊本地震の観光産業への影響について

(1) 入込客数・市内消費額への影響について

熊本地震発生直後の平成 28 年 4 月中旬～ 5 月中旬にかけて、国道 57 号線や JR 豊肥線など、主要アクセスや宿泊施設が被災したこと等に加え、余震が続くことへの不安感等の心理的要因も加わり、宿泊所、観光施設、観光バス、飲食店でキャンセルが相次ぎ、電話受付による宿泊キャンセルは 11 万人を超えた。

発災から GW にかけての入込客数は、例年の 9 割減となった。残り 1 割は復旧にあたる工事作業員であるため、事実上の全キャンセルに近い状態であり、被害総額は 14 億 7,600 万円に達した。

(2) 観光面での対策と効果について

○ 九州ふっこう割

7 月になって、九州の観光回復に向けた政府の取組みとして「九州ふっこう割」が開始されたが、「九州ふっこう割」は旅行関連会社が仲介する仕組みであるため、インターネット予約に対応できる比較的大規模な宿泊施設でしか使えない面もあった。そのため、小規模な事業者や、アクセスが分断されて孤立状態にある南阿蘇など、本当に大きな被害にあったところにはあまり効果がなかったと感じられたという。

阿蘇市民からは阿蘇市独自の割引を加える等の対策をすべきではないかという意見も出たが、「10 万円のところ 3 万円で旅行できる 70% オフの状態でも観光客が来ないのだから、金額の問題ではない。原因は別のところにある」という意見もあり、独自割引の導入には踏み切っていない。

観光客減少が続く大きな要因は、報道による風評被害である。テレビ等の全国放送で余震等のテロップが流れれば「余震がある」「怖い」という評判が何度も立つ。市職員が大阪等の大都市で「阿蘇に来てください、復興が進んでいます」というチラシを配っても、翌日の全国放送ひとつで吹き飛んでしまう。

「悔しかったが、今は耐えるしかない」という気持ちだったという。

○ 観光客の誘致対策

阿蘇市では、道路の寸断などにより、新たに玄関口となった大津町に観光インフォメーションセンターを移し、阿蘇市への観光客の誘致を行っている。

インバウンド関係では、特に欧米の方は JR グループ 6 社が共同で提供する「ジャパンレールパス」という乗り放題のチケットを利用し、2 週間から一カ月間かけて日本を楽しむ方法が主流であるという。

阿蘇市は JR の寸断により「博多 熊本」側からの外国人は大きく減った。そのためジャパンレールパスが使える大分側からのインバウンドの導線を考え

ている。その場合、観光客は博多まで行かず「小倉 大分 阿蘇」というルートを取る必要があるため、JR西日本に対して、ジャパンレールパスの対象となる阿蘇へのルートについて、周知の協力を要請しているという。

車での移動に関しては、国道 57 号線の寸断を受け、県道 339 号がう回路となったが、脇道もない一本道であるため、国や県に先駆けて仮設トイレを設置し、管理を行っている。

課題となっているのは、教育旅行（修学旅行）需要の誘致であり、これは一旦コースが変わると3年は戻らないという。将来的に「復興」「防災教育」をツアーに取り入れる必要があると考え、兵庫県のメモリアルパークや淡路島の野島断層保存館の施設を視察したが、維持費等の課題も含め、あり方を検討中であるという。

○ 商工事業者への支援

商工関係では、国や商工会と連携してワンストップ窓口を設け、どのような支援が必要かニーズの把握に努めているほか、中小企業庁の「セーフティネット保証 4 号」を活用しており、阿蘇市内では 96 事業者からの申請があった。

市独自の支援は予算の都合もあり中々できないため、国への要望や、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業による補助金、いわゆる「グループ補助金」の申請に係るグルーピング等の支援を行っており、阿蘇市内では 10 のグループが認定されており、114 の事業所が交付申請を行っている。

グループ補助金については、例えば、内牧温泉での旅館・ホテルが共同で申請した温泉掘削が認められている。内牧の温泉地では、深さ 60 メートル地点で地面がずれたことにより全域で温泉が出なくなり、150～250 メートルの掘削 1 本につき 2,000 万円～4,000 万円の費用がかかることが想定された。

危機的な状況だったが、粘り強く交渉した結果、東北では前例がなかった温泉掘削がグループ補助金の対象として認められ、現在も 17 本を掘削している。

グループ補助金制度については、補助金が交付される前にいったん事業者が全額を負担する必要があるため、担保物件がなく借入れができない事業者への対応等が課題である。何割かだけでも事前に支給があればいいのだが、今の制度では、全額払った後に補助金が入ってくる。借入れについては、その期間の利息も必要になり、厳しいという意見もある。

阿蘇市では数年前の水害発生時、商工業関連の補償は全額自己負担であり、自前の保険等に対応する必要があった。このときに内牧の旅館では 1 メートルの浸水があり、多くの事業者が借入れを行った。そのため、今回の震災で新規借入れができないという問題も発生した。

必要に応じて、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）による支援の活用もされている。

4 災害をもたらす自然活動への備えと観光への活用について

阿蘇市は近年、水害、地震、噴火という3つの災害に見舞われ、その経験のなかで自然災害に関して多くの貴重な教訓を得てきた。

例えば、平成24年の水害時には、ヘリコプターは降雨で飛ばず、自衛隊もすぐには救援に来ることができない状況下で、地域の消防団が即応して救助にあたる等した経験から、外からの救助を待つだけでなく「内側の救助」の重要性を痛感したという。

このような教訓は、東海地震等による被災の可能性を抱える本県にとって、重要な示唆をもたらすものである。

一方で、市域に世界最大級の阿蘇カルデラを有し、阿蘇ユネスコジオパークとしての取組みを推進する阿蘇市にとって、活火山・阿蘇山は爆発的噴火による降灰等の被害をもたらす一方、重要な観光資源でもある。

このため、自然活動をただ「自然の脅威」として警戒するだけでなく、安全性を確保したうえで、観光資源として最大限活用する手法を模索している。

直近では、立入り規制が続く中岳火口付近のドローン空撮による調査を実施したところであり、今後、ヘルメット・ガスマスクの着用、ガス検知器の携帯、ガイドの同行等により安全性を確保し、ありのままの火山活動を見学する火口ツアーを実施する等の構想を持っているという。

このような自然活動に対する姿勢は、活火山であり日本有数の観光地でもある箱根山を有する本県にとっても参考となるものではないかと考える。



(ドローン空撮による火口付近の調査映像)

質疑および意見交換



(意見交換では災害対応等に関する活発な議論が交わされた)

県議 災害救助法では、都道府県から市町村に対して、救助の実施の一部について事務の委任を行うことができる。今回の熊本地震への対応の中で、県と市の間の連携で課題を感じた部分があれば、ご教示願いたい。

市 救助の指揮を市が取ることになるわけだが、初めて経験する大規模災害の直後、県・国とも連絡が取りにくい状況下で、具体的にどのように手続きを進めればいいのか分からない部分も多かった。

そのため、救助の指揮官となる市を補佐し、事務手続きのスムーズ化をしてくれる法律上のアドバイザーや、各セクションの現場指揮に精通した経験者等の派遣を、被災後しばらく経ってから要望したところである。

県議 災害救助法第4条の救助の事項に関しては、平時から都道府県と市町村がシミュレーションを行い、役割分担に関する取り決めを事前にしっかりと行うことが必要だと思う。

市 まさにそのとおりだ。そこは一つの大きな反省点である。

県議 国では災害救助法の所管を厚生労働省から内閣府に移し、被災者保護対策の一元化を図ったが、地域の現場ではこのような変化に対応できていない場合も多い。

市 それも役場の中における反省点のひとつである。災害救助法は福祉課の所管、防災指揮は総務課の所管ようになっており、知識や経験に偏りがあった。

県議 今、熊本地震が全国のモデルケースとなっている。皆さんの貴重な経験を教訓として持ち帰り、活かしていきたい。ぜひ生の声を聞かせていただきたい。

市 例えば、他の自治体からの救援に関してだが、自衛隊やD P A T等の各セクションの方々はしっかりとした能力を持っていても、彼らに指揮を出せる人材が不足していた。

市の職員は地域のリーダー（区長）や市民の対応を第一にしなければならない。電話は常に鳴りっぱなしの状態である。そのような状況下で、D P A T等が派遣されてくるわけであり、彼らは地理さえわからない状態である。

各専門家が大勢並んで「さあ、市長どうしますか」といわれても、それぞれの専門分野ごとに的確な指揮を出せるわけではない。そこで、各セクションの現場に精通し、出すべき指示をレクチャーできる経験者等の派遣を要望したところである。

また、D P A T、D M A Tについても事前に来るといふ指令等もなく、避難所に突然来たため、どのように受け入れてよいのか迷った部分があった。

県議 県が窓口となり、災害医療コーディネーター等を通じて避難所ごとに割り振りができるような体制を整えなければならない。まさにそのことは熊本県だけの問題ではなく、他の各自治体も、神奈川県もまだまだ体制が不十分なところであると思う。

平時から県と市町村が強固に連携して、シミュレーションを重ね、体制を整えておき、いざというときに外部からの救援を受け入れる力「受援力」が整っていないと、混乱が起こる。

市 今後、災害が発生したときには、セクションの枠にとらわれず、災害対応経験のある職員を招集して、「今、しなければならないこと」のアイデア出し等を行うプロジェクトチームを作るべきだと思う。D P A TやD M A T等が派遣されてきた際、前回の事例を踏まえて指示・レクチャーできる態勢を整えることが必要である。

県議 神奈川県でも東日本大震災の支援で東北に行った職員が戻ってきているので、彼らの経験を踏まえた意見を取りまとめ、一本化しておくべきだと考えている。その経験は非常に貴重な財産だ。

市 まさにそのとおりで、現場経験者の知識は絶対に必要だ。そういったことも含め、外部からの現場経験の豊富なアドバイザーの意見が必要になる。

県議 まさに今出ている話が「AAR (After Action Review)」であって、現場経験者を集め、事後に現場で起こったことを振り返り、改善に繋げるべきだ。

市 私たちは何か起これば、課ごとに役職を割り振られるが、それにとらわれてしまう。それも大切だが、「今、しなければならないこと」については、セクションの枠を超えて、経験者の話を聞くということが必要だった。

県議 東日本大震災や熊本地震における被災地の市町村職員さんたちの意見や経験を取りまとめていただければ、他の全国の自治体にとっては、非常に参考になることと思う。

県議 観光地へのアクセス復旧については、どのような方針だったか。

市 道路の復旧は早期に完璧に行くことは難しいため、片側1車線でもいいので、とにかく早期に復旧工事を進めることを要望した。「観光を始めること」が何よりも大切であると考えた。

県議 片側通行の際は、交互通行を行っていたのか。

市 そのとおりである。不便でも、まず「観光を始める」ことが重要である。
そうしなければ、観光ツアーなど大きな動きに支障が出て、損害が拡大する。
小さな阿蘇市でも、観光に関わる住民が1,000人いる。仲介もいれれば4,000人である。観光が止まれば、タクシー業等の二次アクセス業にも影響し、雇用の問題にも発展する。
「阿蘇では観光が始まった」という発信をするために、片側通行でも再開することを要望した。「とにかくやれることからやる」が大切である。

県議 インバウンド関連で、課題に感じたことはあったか。

市 安全な場所等の情報を伝えることに難しさがあった。大きなホテルでは中に

いたほうが安全ということが自然と伝わるが、小規模な宿泊施設が多い阿蘇市では難しく、インバウンドは外に出てしまうことがあった。

また、領事館との連絡が上手くいかず、インバウンドから「帰国したい」という声が出て、上手く繋げてあげられなかったことは反省点である。

インバウンド関連では、阿蘇市は湯布院等とともに国土交通省九州運輸局のモデル事業の対象となり、外国人向けの「災害時初動対応マニュアル」の作成に協力した。実際の事例を踏まえて作成されたため、外国人スタッフを雇用できない小規模な宿泊施設の参考となるだろう。

神奈川県でもぜひ活用して貰いたい。

県議 ぜひ持ち帰り、参考にさせてもらいたい。

訪問先その2

視 察 先：熊本城総合事務所・熊本城
所 在 地：事務所 熊本県熊本市中央区辛島町 8 番 23 号
 熊本城 熊本県熊本市中央区本丸 1-1
応 対 者：熊本城総合事務所 所長 河田 日出男
調 査 項 目：熊本城を訪問し、文化財建造物等の被災状況や修復計画について
 聴取し、被害箇所の現地調査を行う。



(早期復旧に向けた準備が進む熊本城天守前にて)

1 熊本城「復旧」の現況について

視察日(平成 29 年 3 月 30 日)時点で、熊本市内は表面的にはある程度の落ち着きを見せつつあるが、熊本城の「復旧」については、まだ端緒にすぎたばかりである。

周辺の民地や市道に崩落した石垣が至る所にそのままの状態に残されており、崩れる寸前の状態の櫓等への対応は「応急措置」の範囲でしかなく、また、重要文化財や復元建造物については、文化的価値を保全しながらの作業となるため、内部の傷み具合等を調査し、工法を検討していかなければならない。

しかしながら、熊本県民・市民にとって「復興のシンボル」である天守閣については、3年後の早期復旧に向け、工事用車両の通路確保等の準備が着々と進められている。

また、平成 28 年に示された「基本方針」を基に、29 年度中には「熊本城復旧基本計画」が策定され、復旧のロードマップが示されるなど、地震から約 1 年を経て、熊本城は本格的な「復旧」の段階に入りつつある。

2 熊本城の被害状況について

4月16日の「本震」時の被害（熊本城総合事務所提供資料より作成）

種類	被害数量	内容
石垣	膨らみ・緩み 64 箇所、517 面 うち崩壊 50 箇所、229 面	約 23,600 m ² (29.9%) 約 8,200 m ² (10.3%)
地盤	陥没・地割れ 70 箇所	約 12,345 m ²
重要文化財建造物	13 棟	倒壊 2 棟、一部倒壊 3 棟 ほか屋根・壁破損など
復元建造物	20 棟	倒壊 5 棟 ほか下部石垣 崩壊、屋根・壁破損など
利便・管理施設	26 棟	屋根・壁破損など

熊本城全体の石垣：973 面、約 79,000 m²

熊本城は、国が文化財保護法で指定した史跡のうち、特に価値の高さが認められた特別史跡であるが、熊本地震では、その底地の中でも大きな比率を占める構成要素である石垣に甚大な被害を受けた。

平成 28 年 4 月 16 日の本震により、熊本城の石垣には、50 箇所の崩壊、約 8,200 m²に及ぶ被害が生じた。熊本城全体の石垣の表面積は約 79,000 m²であり、10%を超える面積の石垣で崩壊が起きていることになる。

また、緩み・膨らみが生じて積み直し等の修繕を要する箇所は 64 箇所に上り、その面積は約 23,600 m²、全体の 3 割にも及んでいる。

復旧にあたっては特別史跡である石垣を傷つけずに解体し、耐震化等の措置をとったうえで積み直すという作業が必要となる。そのため、被災直後に「どれくらいの期間がかかるか」と取材を受けた際には検討もつかなかった。

その他、地盤についても約 12,345 m²に陥没・地割れが生じており、被害総額は推定で約 634 億円とされる（旧細川刑部邸別途約 5 億円は除く金額）。





(至るところで崩壊した熊本城の石垣)



「飯田丸五階櫓」や「本丸御殿」等の復元建造物の中には、修理で対応可能なものも一部にあるが、建造物の被害は比較的軽微であっても、周辺の地面そのものが 10～20cm 沈下し、内部の床面や建物が傾斜する等の被害が生じているため、大部分は分解体等をする必要がある。具体的な工法については、今後、個別に慎重な検討を行う。

(僅かな石垣が残り倒壊を免れた飯田丸五階櫓)

「不開門」のような重要文化財建造物については、先の表では「倒壊 2 棟、一部倒壊 3 棟」となっているが、全壊していなければ「一部倒壊」という考え方であるため、倒壊に至っていないくても、復旧にあたっては、多くの重要文化財建造物を一度解体しなくてはならない。



(不開門東面 熊本城総合事務所提供資料より抜粋)

熊本城の復旧見通しについては、平成 28 年 7 月の記者会見で、大西一史市長が、「天守閣を平成 31 年までに修繕し、熊本城全体については、20 年の期間をかけて地震前の状態に戻す」という目標を掲げた。

これを受けて 12 月には基本的な考え方や具体的に取り組むべき施策の方向性を定めた「熊本城復旧基本方針」が策定された。

今後は、基本方針に基づき、復旧の手順や工法、復旧過程の公開（「見せる復興」）など、具体的に取り組む施策を体系的に定めた「熊本城復旧基本計画」を平成 29 年度中に策定する方針である。

3 熊本城の被害総額と修復費用について

熊本城の被害総額（熊本城総合事務所提供資料より作成）

項 目	金 額
石 垣	約 4 2 5 億円
重要文化財建造物	約 7 2 億円
再建・復元建造物、その他公園施設	約 1 3 7 億円
総 額	約 6 3 4 億円

熊本地震による被害総額は 634 億円に上り、石垣の修復だけでも約 425 億円（1 m²あたり 180 万円の費用）を要する。これらの修復費用については、文化庁や国土交通省等の国機関との協議や、熊本県による支援制度等を活用することで大幅な負担減が可能となったが、展示物や旧細川刑部邸等一部に補助の対象外となるものもあり、30 億～40 億円の市負担が生じる見込みである。

このような莫大な復旧費用の問題を解決する大きな助けとなっているのが、全国から寄せられる様々な支援金である。

例えば、熊本市が平成 28 年 4 月に開設した「熊本城災害復旧支援金」の口座には、現在までに 15 億円を超える寄付が寄せられている。また、市とは別に熊本県が熊本地震で被災した文化財復旧費として寄付金を募集したところ、多くの寄付が集まり、「熊本城復旧」のためには、約 17 億円が分配されることとなった。

また、熊本市では、平成 28 年 11 月 1 日からは「復興城主」制度を開始している。これは 1 万円以上の寄付をすることで「城主証」や市内の提携店で特典を受けられる「城主手形」等が貰えるものであり、「記念に残る何かしてほしい」という支援者からの要望に応えたものである。こちらにも現在までに 48,000 件、金額にして 8 億円を超える支援があり、前述の復旧支援金と合わせ、既に 23 億円以上の支援金が集まっている。

更に、日本財団が熊本城再建に向け、6年間で約30億円を助成する計画を発表する等、熊本城の復旧に向けて全国から継続的な支援が続いている。

4 今後の復旧計画について

平成28年12月に策定した「熊本城復旧基本方針」において、次の1～7の基本方針を示した。

- 基本方針1 被災した石垣・建造物等の保全
- 基本方針2 復興のシンボル「天守閣」の早期復旧
- 基本方針3 石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧
- 基本方針4 復旧過程の段階的公開と活用
- 基本方針5 最新技術も活用した安全対策の検討
- 基本方針6 100年先を見据えた復元への礎づくり
- 基本方針7 基本計画の策定・推進

基本方針1については、既に現在も実施しており、石垣・建造物等部材を回収し、適切に管理・保全するとともに、崩落・倒壊等の危険性の高い箇所への応急措置等を行う。また、被害実態の詳細を把握し、復旧手法等への適切な反映に繋げるものである。



(回収された石垣の構成部材は、個別に番号を付けて整然と管理されていた)

基本方針2と基本方針4については、熊本県民・市民の復興のシンボルである天守閣の早期復旧と、復旧過程の段階的公開により熊本城の観光資源としての早期再生を図るものであり、相互に関連するものである。

熊本城は年間170万人以上の観光客が訪れる熊本県における代表的な観光資源であり、復旧に要するとされる20年もの間、熊本城の関連施設をまったく公開しなければ、観光産業への悪影響が強く懸念される。

このため、天守閣をはじめ、安全性を担保できた部分について段階的に公開

を進めていき、復旧していく熊本城の姿を学習・教育・文化財保護啓発等に活用するためのルート開発などを検討している。

また、天守閣の復旧作業に合わせ、高齢化等に対応したバリアフリー化や展示物の刷新等、現代的需要に応じた改修も合わせて行う。



(大天守・小天守では、3年後の早期復旧に向けた準備が既に始まる)

基本方針3と基本方針5は「文化財的価値保全と安全対策の両立」という点で関連するものである。

復旧にあたり文化財建造物の耐震補強は必須だが、石垣については「耐震」という概念が本来ない。とはいえ、今回の地震で崩落が生じた50箇所の中には多くの観光客がすぐ傍を通る箇所もあり、修復にあたり同じ状態で再現すれば、同様の震度の地震が発生した際、死傷者等の人的被害に繋がりがかねない。

そのため、伝統技法と最新技術も取り入れた現代工法とを組み合わせた復旧など、様々な復旧手法について検討を行う。

有識者からは石垣の崩落の原因のひとつとして、石垣の裏に入っている「裏込石」が動いたためという指摘もある。石の層に沿ってシートやネットを入れて仕切りを作ることによって裏込石が動かない工夫や、「力石」と呼ばれる構造的に重要な箇所を支える大石を入れる等の工夫を検討し、今後、復旧基本計画の中に反映させていく。

基本方針6については、早期復旧とあわせて、長期的な視点で熊本城に関する調査研究を進めるものである。今回の復旧に際して、熊本城の天守に関する資料として外観と平面図だけが有り、立面図がないことが本格復旧のネックと

なっている。幕末期など往時の姿への完全復元の検討を通して、継続的な復旧を支える人づくりや体制整備にも取り組んでいく。

基本方針7については、熊本地震からの復旧に際しては、「仮施設等で暮らす人たちの生活再建が最優先ではないか」という声もある中、費用をかけて熊本城の復旧推進や、復旧のための専門職員の増員等を実施することについて市民の理解を得るためには、市民の参画意識が重要なことから、行政機関・専門家だけでなく、市民参画の元での計画策定を目指すものである。

質疑応答



Q 熊本城の石垣の被害は約 23,600 m²で全体の 3 割に及ぶということだが、石の個数で言うとどれほどの数になるのか。

A 熊本城全体の石垣の表面積は約 79,000 m²であり、外に見えている石の数はおよそ 30 万個といわれている。そのうちの 3 割にあたる 10 万個の石の積み直しが必要になる計算である。

Q 熊本城の復旧にあたり、最も難しい点はどのような部分か。

A 石垣の文化財的価値を保ちながら、どのように耐震化を図り、石垣の修復と両立させるかが一番の課題である。

石垣の裏にコンクリートを流し込む等の乱暴な措置を取れば、頑丈になるうえ短期間で工事は終わるだろうが、文化財としての価値は底が浅くなり、観光資源としても魅力がなくなることにつながるの自明である。

伝統技法による再現が基本だが、現代工法と組み合わせた復旧手法について、有識者等も交えて検討を行っていく。

訪問先その3

北九州市響灘ビオトープ

所在地：北九州市若松区響町1-126-1ほか

対応者：北九州市響灘ビオトープ チーフガイド 岩本 光徳

〃 センター長 垂水 清一 ほか

調査項目：北九州市が廃棄物処分場跡地に自然環境学習拠点として整備した響灘ビオトープの取組みについて視察し、現地を調査することにより、本県における環境共生のまちづくりや自然環境保全施策の参考とする。

ビオトープとは「生命」という意味の「bio」と、「場所」という意味の「topos」を合わせた言葉であり「多くの生き物が生息する空間」の意味を持つとともに、そのような環境を作る取組みのことを指す。

1 響灘ビオトープの誕生経緯について

北九州市若松区北部の響灘地区に立地する響灘ビオトープは、廃棄物処分場の埋立地を活用して整備された総面積41haの日本最大級のビオトープである。

響灘地区そのものは、今から60年～80年前、市内の様々な廃棄物を処分するために造成された埋立地であり、北九州市は2,000haという広大な面積を有するこの土地を活用し、「資源循環（エコタウン）」、「低炭素（次世代エネルギーパーク）」、「自然共生（緑の回廊・響灘ビオトープ）」の3要素が相互に連携し合う総合的環境学習拠点「響灘エコフロンティアパーク」として一体的な整備を進めてきた。



（ビオトープの周囲には次世代エネルギーパークの風力発電用風車が並ぶ。）

響灘ビオトープが立地する約 41ha の土地は、昭和 55 年から埋め立てが開始され、昭和 61 年に埋め立てが完了した。埋め立て完了後は、土地周辺にフェンスが設置され、現状保全の時期が長く続いたという。

埋め立て完了後の土地活用について、当初は産業用地としての利用が計画されていた。しかし、現状保全の期間中、廃棄物の形状により形成された土地の凹凸に雨水が溜まる等して、湿地や淡水池、草原等の自然環境が出現した。

このように発生した水辺にどこからか飛んできた植物の種が発芽し、植物が生育し、そこに様々な生物が生息するようになった。

その中には絶滅危惧種に指定された希少生物がいることも確認されたため、市は当初計画を見直し、ビオトープとして整備されることになった。

2 基盤整備工事と自然環境保全について

計画変更によりビオトープとしての整備が決まったが、当該地は廃棄物処分場として埋め立てられた土地であるため、廃棄物処理法の規定により 50cm 以上の覆土工事をしなければならないことが課題となった。自然発生した様々な生物が集まる中、通常の覆土工事をすれば、それらの生物がいなくなってしまうからである。

そのため、基盤整備の際は、自然環境を保ちつつ最終覆土工事を行う方法が検討された。このとき取られた手法は、自然に生まれた地形を変えないよう高いところは高く、低いところは低く、一律に 50cm 以上の覆土を行うという方法であった。また、一度に覆土工事を行うのではなく、希少生物の出現時期は避け、生息している生物を少しずつ移動させながら工事を進めていった。

具体的には、自然発生した池に堰をつくり、一部に覆土工事を行った後、生物が覆土したエリアに移動するのを待つ。生物の移動が終わったことを確認した後、次のエリアの工事を行うという方法を繰り返したという。

通常であれば半年から 1 年で終わる基盤整備工事に、約 5 年の歳月を要していることから、現在の響灘ビオトープにつながる自然環境を適切に保全するためには、多大な労力と手間暇をかけることが必要だったということが伝わる。

そのようにして整備された環境を有害物質が発生していないか等の点検をおこなったうえで、平成 24 年 10 月に「響灘ビオトープ」として本格オープンし、現在は約 7ha が公開エリアとなっている。

3 自然学習拠点施設ネイチャーセンターについて

響灘ビオトープではこれまでに 237 種類の鳥類、284 種類の植物、24 種類のトンボやメダカ等が確認されている。代表的なものとして紹介された猛禽類の「チュウヒ」のほか、メダカ、カヤネズミ、ベッコウトンボ、コガタノゲンゴロウなど約 60 種の水生昆虫等、環境省や福岡県の絶滅危惧種に指定された希少

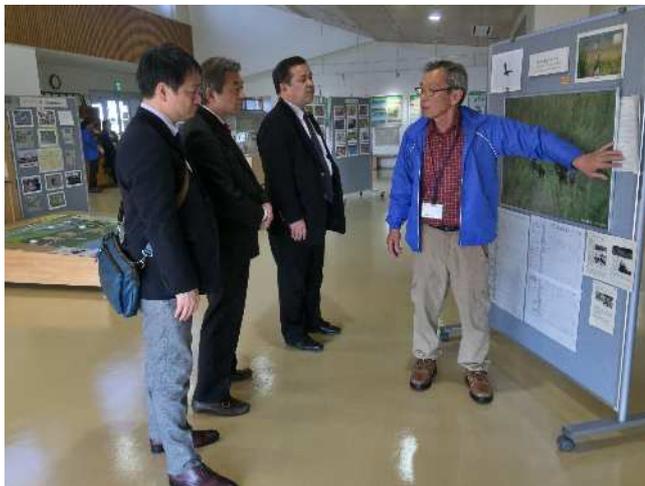
生物を含む多くの生き物が自然発生的に生息している。

このような生き物に関する情報発信などを行っているのが、ネイチャーセンターである。

同センターでは、園内に生息する生き物に関する資料や研究成果が豊富に展示されているほか、カヤネズミやメダカ、ゲンゴロウ等の水生昆虫など、日ごろ接する機会の少ない生き物が水槽で飼育されており、来園者は間近に観察できる。



(ゲンゴロウが飼育された水槽)



(ガイドの解説は専門的だが分かりやすい)

ネイチャーセンターには、園内の生き物や自然に関する専門知識を持つガイドが配置されており、展示資料や飼育生物を見ながら疑問点を質問し、その場で説明を受けることもできる。

専門知識を持つガイドが配置されていることにより、生き物の生態や園内の自然環境が構築された仕組み等、やや高度な内容（科学的研究・実験の成果等）の展示物であっても、内容を十分に理解できるようになっている。

このことがセンター内のコンテンツに幅を持たせることを可能としており、子どもが見て楽しめるもの、自然環境学習の教材として有用なもの、大人から見ても興味深く見学できるものなど、豊富な展示物の実現に繋がっている。

総じて自然環境保全や生物多様性について、世代を問うことなく楽しみながら学ぶことができるよう工夫されており、自然環境学習の拠点としてふさわしい機能を有する施設であると感じられる内容であった。

4 公開エリアについて

響灘ビオトープでは敷地面積 41ha のうち約 7ha が公開対象となっており、その他のエリアは、生態系保全のための保護区域・禁止区域として一般の来園者は遠くから観察するのみとなっている。公開エリアには全長約 2 km の園路が整備され、自然発生した湿地や草原を周遊しながら観察できる。



園路には所々に解説パネルが設置されており、視界に入るエリアの自然環境や生息している生き物等について、現地を観察しながら学ぶことができるよう配慮されている。

このほか湿地を間近に観察するための水上デッキ、広大な保護区域・禁止区域を見渡せる見晴らし台、野鳥を驚かせないため小窓から観察するように設計された野鳥観察施設等が設置されており、環境保全と自然学習を両立させるために様々な工夫がなされていることが印象的である。

また、園路は周回距離が長く、日差しを遮る設備等がないことから、来園者の体調不良などの事態に備え、ある程度の間隔を置いて園の緊急連絡先と現在地点を示す番号が記されたプレートが設置されており、万が一の際には、簡単なやりとりでネイチャーセンターにいる職員と連絡が取れる態勢が整えられている。

このように様々な年代の来園者が安心して園内を周遊し自然環境や生き物の観察ができるように配慮がなされていることも、響灘ビオトープの自然学習拠点としての高い評価に繋がっていると考えられる。



主な質疑応答

Q 響灘ビオトープに生息する動物や植物は、すべて自然発生したものだという説明だった。このような豊かな自然環境の土地に鳥が飛んできたり、鳥が植物の種を運んだりすることは分かるのだが、メダカはどのような由来なのか。

A メダカの卵には付着糸と呼ばれる強度の高い毛状のものが生えており、これ

で水草等に絡まっている。一説では、この付着糸が鳥の脚等に絡まることで、メダカの卵が当園内に入ってきたのではないかと考えられている。

Q 現在の園内の自然環境はすべて自然に任せたものなのか。

A 生物関係については一切持ち込んでいないが、環境については草刈りや地表面の整備など、最低限の手入れは行っている。湿地については人間が手を入れないと泥が堆積し、いずれ陸地化してしまうため、時期を見て浚渫などを行っている。

Q 覆土工事の工夫について伺ったが、廃棄物処分場跡地を自然環境学習の拠点施設として整備するにあたり、安全性の面ではどのような注意を払ったのか。

A 覆土工事後に2年間のモニタリングを行い、ガス等が出ていないかを確認している。産業廃棄物というと非常にイメージが悪いが、元々基準に達したもののだけを受け入れており、害のあるものは出ない。

なお、万が一に有毒物質等が発生すれば、園内の動植物を観察する中で植物が枯れたり魚が死んだりといった何らかの異常に気付くはずだが、現在まで異常はまったく見られていない。

Q 園の維持管理は誰が行っており、費用はどの程度かかっているか。

A 平成26年度以降は指定管理者による管理を行っている。費用は年間4,000万円程度であり、うち2,500万円程度は、園内の整備やガイドに要する人件費となっている。

Q 響灘地区は風力発電所等の再生可能エネルギー施設の集積地としても有名であり、周辺にも風力発電の風車がいくつもある。これらの施設が園の生態系に影響を与えるということはないか。

A 影響は「ある」といったほうが正しい。風力発電に関しては、希少種の鳥が風車の羽に当たる恐れなどから、野鳥保護活動をする団体等からは反対の声もあると聞く。響灘ビオトープは広い空間のあるところだから現状ではそれほど危険ではないと考えられるが、今後の建設計画もあるので、心配ではある。

訪問先その4

視 察 先：公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

所 在 地：福岡市中央区天神一丁目11番17号

応 対 者：観光事業部長 石牟禮 孝行

観光事業部総務企画課長 坂口 良宏

調査項目：アジア各国の訪日外国人観光客で賑わう福岡市のインバウンド観光の現況などを調査することにより、横浜、鎌倉、箱根など豊富な観光資源に恵まれる本県の訪日外国人観光客誘致の参考とする。



(福岡観光コンベンションビューロー玄関にて)

1 公益財団法人福岡観光コンベンションビューローの概要

公益財団法人福岡観光コンベンションビューローは、福岡市や地域の企業・団体等と緊密に連携しながら、観光客の誘致、コンベンション（国際・国内の各種会議）の誘致活動を行っている。

主な事業は観光客やコンベンションの誘致、支援、広報及び宣伝、調査、企画及び開発等だが、これらの活動を通じて、福岡市における観光やコンベンションの振興だけでなく、国際交流も含めた人的交流の促進、地域活性化、文化の向上などに寄与することも設立目的としている。

基本財産額 7 億 9,600 万円のうち 94.8%は福岡市の出資によるものである。

組織は、理事会・評議員会・事務局で構成されており、理事会・評議員会のメンバーについては、地元の企業、団体、金融機関、大学、行政等から幅広く選出されている

事務局の職員数は 29 名である。福岡市から 7 名、旅行業者・交通関連事業

者・金融機関等の民間企業から 11 名が派遣されているほか、固有職員として 11 名（期限付き職員を含む）が雇用されている。

特徴的な組織として、M I C E 誘致の専門組織である「Meeting Place Fukuoka (M P F)」があり、関連部署としてセールス等を行う「セールス & マーケティング部」、経営戦略を担当する「経営企画部」が置かれている。

また、平成 28 年度については、平成 28 年 6 月に 5 日間に渡って福岡で開催された「第 99 回ライオンズ国際大会」のための準備室が設置されている。

M I C E とは「Meeting」「Incentive Travel」「Convention・Conference」「Exhibition・Event」の頭文字を合わせた用語で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称をいう。

2 外国人入国者数の現状及び主要な取組みについて

近年、福岡空港・博多港の外国人入国者数は、右肩上がりの伸びを記録している。平成 28 年には、初めて 250 万人を突破し、対前年比約 24% (約 49 万人) 増の 257 万人となり、5 年連続で過去最高を記録した。

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の影響を受け、4・5 月は前年同月比で減少となったものの、中国からのクルーズ客船寄港回数の増加、韓国、台湾等の国・地域からの入国の増加、フィンエアーの就航による欧州からの入国者数の増加等の影響と、各種観光プロモーションの相乗効果により、全体としては増加となったものと考えられる。

博多港については、平成 27 年の正規入国外国人数が 685,271 人と全国 1 位である。特徴としては、上海・台湾からの 4 泊 5 日程度のショートクルーズ船が多いことがあげられ、これは韓国・日本を回るトライアングルコースを取った場合、東京方面に足を伸ばすと日数がかさむため、博多が好まれるという地理的な優位性が影響していると思われる。

このような状況を踏まえ、次のような取組みを展開している。

(1) 外国クルーズ客船の受入環境整備

博多港は、平成 28 年に寄港した外国からのクルーズ客船数が 314 隻であり、過去最高を記録するとともに、3 年連続で全国 1 位となった。また、邦船を含めたクルーズ客船全体の寄港数も 328 隻と、2 年連続で横浜港を上回り、全国最多となっている。

平成 29 年についても、3 月末時点の予約状況等から、過去最高を上回る 360 隻以上の寄港が予定され、クルーズ需要拡大への対応が求められている。

年間 300 隻以上のクルーズ客船が寄港すると 1 日に 2 隻が入港する状態であるため、着岸する岸壁の不足が課題となっている。

近年のクルーズ客船は大型化の傾向にあり、5,000 人以上が乗船する「ク

「アンタム・オブ・ザ・シーズ」のような最大級の大型クルーズ客船が着岸できる岸壁は限られてくる。

このような課題に対応するため、博多港中央ふ頭の岸壁延長工事が進められており、5月に予定されている完工後は、同ふ頭において、大型クルーズ客船が2隻同時に着岸できるようになる予定である。

(2) M I C E ・国際コンベンション誘致の推進

日本政府観光局(J N T O :Japan National Tourism Organization)が発表した都市別国際コンベンション開催県数(平成 27 年)において、福岡市は7年連続で東京に次ぐ全国第2位となっている。

大規模な国際会議については、国際会議協会(I C C A :International Congress and Convention Association)が毎年発表している世界の都市別の国際会議統計において、現在世界ランク 85 位となっており、将来的にはランキング 50 位を目標として誘致を推進している。

M I C E の誘致に関しては、平成 26 年度に「Meeting Place Fukuoka」(M P F)という組織を設置した。これは地域企業や団体等の民間の方々と協力・連携し、情報収集や分析、誘致支援等を行うものであり、国内外での誘致活動を積極的に展開している。

平成 29 年度はM P F の設置から4年目を迎える。この3年間の様々なチャレンジから、事業の効率化・多様化に向けた要点が分かってきたほか、関係者間のネットワークも強化されてきたので、それらを積極的に活用しながら新たなステージに向けた展開を図っていく予定である。

平成 29 年度は6月に世界各国のI C C A 会員 120 名や世界の学術団体・協会 VIP 約 30 名が一堂に会する『第2回 ICCA Association Meetings Programme (ICCA AMP 2017)』をヨーロッパ以外のエリアで初めて受け入れるため、ぜひ成功させて国際M I C E 市場での知名度向上やI C C A 案件の誘致に繋げていきたい。

(3) ボランティアガイドと協力した観光客の受入環境整備

来福者が快適に過ごせる受入環境の整備、観光案内所の管理・運営のほか、観光案内ボランティアの派遣等を行っている。

観光案内ボランティアガイドと協力し「まち歩き事業」を展開している。この取組みは、観光客だけではなく、近隣住民や市内在住の方も対象としている。これは福岡・博多に住んでいても、地域について知らないことが多くあるためであり、将来的な「内側からの情報発信」を狙った方針である。

福岡市役所1階のボランティアカウンターや博多町屋ふるさと館にボランティアが常駐しており、周辺のまち歩き等に取り組んでいる。

(4) ウェルカムサポーターの運営

外国クルーズ客船や国際コンベンション等の受入の支援（通訳・案内・誘導業務等）を行う外国語が話せる語学ボランティア「ウェルカムサポーター」を募集し、運営している。

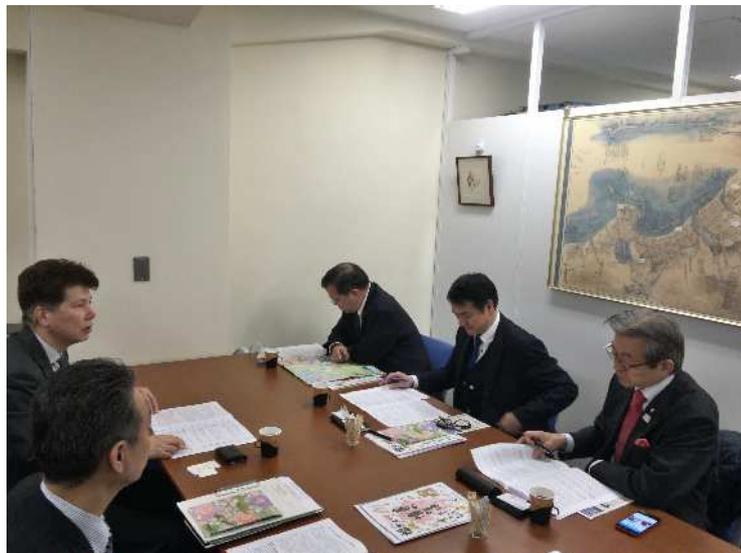
ウェルカムサポーターは、中央ふ頭クルーズセンターやインフォメーションセンターでのインバウンドへのサポート（シャトルバスへの案内、観光案内、Wi-fi の使い方等）をし、福岡を安心して楽しんでもらえる環境の整備を行っているほか、観光案内ボランティアガイドと連携しまち歩き等の企画を行うこともあり、FIT（Foreign Independent Tour：個人での海外旅行者）に対する福岡市内の情報提供等も行っている。

3 福岡の魅力増進の取組み

福岡の歴史・文化・祭り等の観光資源を活用した魅力づくりの一環として、「博多どんたく」の共催や「博多祇園山笠」助成、「集団山見せ」の共催を行っている。これらは観光客から非常に人気のある祭りなので、時期を合わせて観光客誘致を行っている。

古くは博多部と福岡部という風に町が二つに分かれていた。博多は古くから貿易で栄えた商人町であり、福岡は黒田官兵衛公と長政公親子が作った武士の町である。「博多祇園山笠」は商人町・博多で生まれたお祭りであり、全てが「博多」の内で行われていたが、観光客誘致を目的に福岡市から要請があったことをきっかけに昭和 37 年（1962 年）より「集団山見せ」が行われるようになり、福岡（福岡市役所前まで）に博多の山笠が入る唯一の行事として、また地域の著名人が乗ることで大変盛り上がるものになっている。

主な質疑応答



Q 凄いと感じたのは「集団山見せ」で、地元のお祭りなので地元の方が中心かと思ったが、銀行やサッポロビールやJRのような全国規模の企業の役員、新聞社、市議会の議長や知事まで、皆を巻き込んでやっているということ。なかなかそういうお祭りはない。

A この方たちには「集団山見せ」のときにだけ乗っていただき盛り上げてもらっている。他のお祭りのときは町ごとの「流」の役員に乗っていただいている。

Q 入込観光客数の算定はどのように行っているのか。

A 観光庁の基準により、主要駅やスポットで計測した数に率を掛けて算出する。また、外国人は福岡空港と博多港から入国された方である。新幹線や成田、関空から入国した方は把握していない。

Q 熊本地震の被害や影響はなかったのか。

A 目立った被害はなかったが、観光面では4月、5月は落ち、福岡・熊本・長崎等をセットで旅行する機会が多い修学旅行に影響が出た。熊本に行けないため、まったく違う地方に変えられてしまい、キャンセルが出るなどした。

また、外国人観光客は九州の細かな地名の違い等はわからないため、熊本県と連携して「熊本復興」のPR活動にも協力した。

Q 市街地の中にある福岡空港の直行便を増やしたい等の考えはあるものかと思うが、騒音問題等にも繋がるため、地元の理解・協力が必要になると思う。そういった議論は起こっているか。

A 福岡空港の将来構想は数年前に検討され、現在の滑走路に並行する新滑走路を建設する案が採用され、空港ビルの建て替えが既に行われている。

また現在LCCが増えてきているが、空港の発着陸枠は満杯であるため、福岡に来るために北九州空港、佐賀空港に入っている。

Q 外国人観光客の宿泊先について、入れ込みが増えれば受け入れる先が必要だが、福岡市内のホテルの稼働率は全ての月で80%以上である。そのための対策はどのように考えているのか。

A 現在、新たにホテルが建つ可能性があるのは、博多港中央ふ頭地区のコンベンションゾーン内であり、計画している第2期展示場と合わせ、ホテルの整備が必要だという話が出ている。

Q 大型のコンサート2件と薬剤師の国家試験日程が重なり、九州大学の受験生がビジネスホテルを取れずに困ったという話が出ていたが、その際はどのように対応したのか。

A 宿泊施設や旅行代理店に協力要請を行い、受験生向けには相談ホットラインを設置して、空いている部屋の紹介等を行った。本来は受験生からの相談に乗る主旨なのだが、宿泊施設やマンションオーナー等からの「うちの部屋が空いている。学生さんに来てもらってもよい」という声も届いた。せっかくの申し出だったのだが、安全面等の懸念もあるため、断らざるを得ないときもあった。実際には、コンサート客はチケットが取れる前からホテルの予約をするため、キャンセルもそれなりに出たようだ。また受験生側の事情でも、途中で志望校を別の大学に変えるなどのキャンセルが出たと聞いている。

Q 横浜はカジノが話題に上がっている。福岡は韓国、台湾等が近く好立地だが、カジノ設置に関する議論はあるか。

A 自治体では議論があるのかもしれないが、コンベンションビュロー内では、まだ議論はされておらず、すぐに手を上げることはないかと思われる。難しい問題も多いので。

Q 国内での姉妹都市はどこがあるか。

A 国内での姉妹都市はない。特定の都市であれば韓国の釜山との交流が1980年代から続いている。高速船を使えば片道3時間で結ばれており、値段も安いということもある。また、民間交流では、黒田藩の関係で岡山と、山笠や聖一国師の関係では静岡と交流がある。

Q スタッフ構成は市職員と民間企業の方がいるが、どのような役割分担なのか。

A どうしても市の職員は3～5年で異動するため、営業等に入り込むというよりは、組織の全体的管理が中心である。実際の誘致活動は、期限付きで「誘致のプロ」のような人材に民間企業から来てもらう。